

## 八幡平市商品開発・販路開拓等支援事業補助金交付要領

### 1 趣旨

市内の特産品、農林畜産物を活用し、事業者の利益のみならず地域産業への波及効果の見込まれる新商品の開発、既存商品の改良又は販路開拓等の取り組みに対し、予算の範囲内において八幡平市商品開発・販路開拓等支援事業補助金を交付します。

### 2 補助対象者

次のいずれの事項も満たす者としします。

- ①市内に事業所の所在地を有する法人、その他団体又は市内に住所を有する個人
- ②納期到来分の法人市民税、固定資産税、軽自動車税を滞納していないこと。
- ③反社会的勢力に関わる者でないこと。

### 3 補助対象事業

次のいずれかに該当する取り組みとしします。ただし、重複して申請することはできません。

また、国、県等の他の補助等を受けているもの又は受ける予定のものは、対象とすることはできません。

なお、補助金の交付は、1 補助対象者につき年度当たり 1 回限りとしします。

| 事業区分  | 取組む事業内容                                 | 交付額                       |
|-------|-----------------------------------------|---------------------------|
| ①商品開発 | ・地域資源を活用した商品開発（必須）<br>・当該商品の販路開拓に係る取組み  | 50 万円以内<br>(補助率 2 / 3 以内) |
| ②商品改良 | ・既存商品のブラッシュアップ（必須）<br>・当該商品の販路開拓に係る取組み  | 50 万円以内<br>(補助率 2 / 3 以内) |
| ③販路開拓 | ・上記を伴わない販路開拓に係る取組み<br>(商談会への参加、販促物の作成等) | 25 万円以内<br>(補助率 2 / 3 以内) |

### 4 補助対象経費

補助金の交付決定日から令和 9 年 3 月 31 日までに要した経費のうち、以下に掲げるものとしします。

なお、補助金の額は、補助対象経費の合計額に 3 分の 2 乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1 事業あたり 5 0 万円を上限としします。

| 補助対象経費 | 内 容                                 | 備 考                    |
|--------|-------------------------------------|------------------------|
| 謝金・旅費  | 専門家(デザイナー、アドバイザー等)謝金・旅費、一般旅費        | 市の支給基準を上回る場合は減額する場合がある |
| 材料費    | 商品試作に要する材料購入費等                      | 試作分に限る                 |
| 外注費    | パッケージデザイン費、外注加工費等                   | 試作分に限る                 |
| 検査分析費  | 成分検査費、細菌検査費等                        |                        |
| 印刷製本費  | ラベル・パッケージ等の印刷費、チラシ・リーフレット等の印刷費、翻訳費等 | ラベル・パッケージ等の作成は試作分に限る   |
| 広告宣伝費  | のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等                  |                        |
| 出展料    | 商談会・展示会等の出展料                        |                        |

## 5 応募手続

### (1) 募集受付期間

令和8年7月1日（水）から7月24日（金）まで

### (2) 提出書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④事業費の積算に必要な見積書の写し

## 6 審査方法

(1) 事業計画書・収支予算書について下記審査基準に基づき審査し、交付事業者を決定します。

(2) 必要に応じて、ヒアリングや応募書類内容の問い合わせを行うことがあります。

(3) 選定結果は応募者全員に通知しますが、審査内容や審査経過の公表は行いません。また、審査結果内容等についてのお問い合わせには一切応じることができません。

### (4) 審査基準

- ・事業の具体性及び実現可能性
- ・地域産業への波及効果
- ・使用する特産品、農林畜産物
- ・価格設定
- ・ターゲット
- ・マーケティング方法
- ・販路
- ・支援体制

## 7 事業の流れ

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| (1) 申請書等の提出 | 令和8年7月 1日（水）から7月24日（金）          |
| (2) 審査、採択   | 令和8年7月24日（月）から7月31日（金）予定        |
| (3) 交付決定    | 令和8年7月31日（金）予定                  |
| (4) 事業の実施   | 令和8年8月 1日（土）から令和9年3月31日（水）までの期間 |

## 8 実績報告

補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後 30 日以内又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出してください。

- ①事業実績報告書
- ②収支決算書
- ③補助対象経費の支払を証明する書類
- ④事業の成果物又は事業を実施したことを証明する写真
- ⑤その他市長が必要と認める書類

9 補助金の交付

実績報告に基づき補助金額を確定し、補助対象者へ文書で通知します。補助金額の通知後、補助金交付請求書を提出してください。

10 状況の報告

補助事業者は、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、当該補助事業の成果及び事業化の状況等について、市長から求めがあったときは、速やかにこれを報告しなければなりません。

11 帳簿等の整備

補助事業者は、当該補助事業の実施に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

〒028-7302 八幡平市野駄 21-170 八幡平市産業建設部商工観光課物産振興係

TEL：0195-74-2111 FAX：0195-74-2102

担当：中軽米、高橋